

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 事業者は、この契約による事務を処理するに当たっては、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、関係法令に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 事業者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(従事者の明確化)

第 3 事業者は、この契約による事務に従事する者を明確にし、本市から求めがあったときは、本市に報告しなければならない。

(従事者への周知)

第 4 事業者は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、番号利用法又は松山市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 29 号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(従事者への監督及び教育)

第 5 事業者は、この契約による事務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

(収集の制限)

第 6 事業者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第 7 事業者は、本市の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全確保の措置)

第 8 事業者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止そ

の他の安全確保の措置を講じなければならない。

(持ち出しの禁止)

第9 事業者は、この契約による事務を処理するために必要な範囲を超えて、事業者がこの契約による事務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写等の禁止)

第10 事業者は、本市の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために本市から引渡しを受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第11 事業者は、本市の承諾があるときを除き、この契約による事務における個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第12 事業者は、この契約による事務を処理するために本市から引渡しを受け、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに本市に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、本市が別に指示したときは、当該指示した方法により処理するものとする。

(報告義務)

第13 事業者は、本市から求めがあったときは、この契約の遵守状況について本市に対して報告しなければならない。

(事故報告義務)

第14 事業者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに本市に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(取扱要領等の作成)

第15 事業者は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに関する要領等を作成し、本市に報告しなければならない。ただし、本市が必要でないと認めた場合は、この限りでない。

(実地調査)

第16 本市は、必要があると認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、事業者のこの契約による事務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査をすることができる。

(勧告)

第17 本市は、事業者のこの契約による事務に係る個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、

事業者に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(契約の解除及び損害賠償)

第18 本市は、事業者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第19 事業者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により本市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。